

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

長崎県	
市区町村数	21

都道府県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所 事 務 所 掌	府 内 の 連 絡 会 議	無 機 関 の 有	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間				
							12	16	4			21				
42	201	長崎市	人権男女共同参画室	1 1 1 1	長崎市男女共同参画推進条例	2002年9月25日	2002年10月1日		第3次長崎市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2030年3月31日	1 1					
42	202	佐世保市	人権男女共同参画課	1 1 1 1	佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例	2006年3月2日	2006年3月2日		第4次佐世保市男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1 1					
42	203	島原市	市民協働課	1 2 1 1				4	第3次島原市男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1 1					
42	204	諫早市	人権・男女参画課	1 1 1 1	諫早市男女共同参画推進条例	2013年6月28日	2013年7月1日		第3次諫早市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1 1					
42	205	大村市	男女いきいき推進課(男女共同参画推進センター)	1 1 1 1				4	第5期おおむら男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1 1					
42	207	平戸市	企画課	1 2 2 1				4	平戸市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1 1					
42	208	松浦市	総務課	1 2 2 1				4	第3次松浦市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1 1					
42	209	対馬市	総務課	1 2 2 1				4	第4次対馬市男女共同参画計画	2022年3月 ~ 2027年2月	1 1					
42	210	壱岐市	企画市民協働班	1 2 2 1				4	第2次壱岐市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1 1					
42	211	五島市	市民生活部市民課	1 2 1 1				4	第4次五島市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	2 1					
42	212	西海市	市民課	1 2 1 1				4	第2次西海市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1 1					
42	213	雲仙市	地域づくり推進課	1 2 1 1	雲仙市男女共同参画推進条例	2021年12月27日	2021年12月27日		第4次雲仙市男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1 1					
42	214	南島原市	市民課	1 2 1 1				4	第4次南島原市男女共同参画計画 ハーモニープラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1 1					
42	307	長与町	政策企画課	1 2 1 1				4	長与町第4次男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1 1					
42	308	時津町	企画財政課	1 2 1 1				4	第3次時津町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1 1					
42	321	東彼杵町	総務課	1 2 2 2				4	東彼杵町男女共同参画計画	2021/4/1 ~ 2030/3/31	1 1					
42	322	川棚町	総務課	1 2 2 2				4	川棚町男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2029年3月	1 1					
42	323	波佐見町	企画情報課	1 2 2 2				4	第3次波佐見町男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1 1					
42	383	小値賀町	総務課	1 2 2 2				4	小値賀町男女共同参画計画	2024年4月1日 ~ 2028年3月31日	2 1					
42	391	佐々町	総務課	1 2 1 1				4	第3次佐々町男女共同参画計画	2022年度 ~ 2026年度	1 1					
42	411	新上五島町	総務課	1 2 2 2				2	第4次新上五島町男女共同参画基本計画	2024年4月 ~ 2028年4月	1 1					

<選択肢回答>

所属

1 首長部局

2 教育委員会

府内連絡会議

1 有

2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目指す検討中
2 2024年度以降の制定を目指す検討中

3 その他

4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

1 一体

2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

1 単独計画として策定

2 総合計画の一部として策定

事務所掌

諮詢機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有

2 1ではない 2 無

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

長崎県

都道府県コード	市区町村名	市町名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設形態	問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等							問6-5 施設管理		問6-5 事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			単独	複合	直営	指定管理者	その他	
			5									0	5	4	1	1	3
42	201	長崎市	長崎市男女共同参画推進センター	アマラント	850-0874	長崎市魚の町5番1号 長崎市民会館1階	095-826-0018	095-826-2244	https://ngs-shiminkaikan.jp/			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>
42	202	佐世保市	佐世保市男女共同参画推進センター	スピカ	857-0863	長崎県佐世保市三浦町2番3号 アルカス SASEBO2階	0956-23-3828	0956-23-3880	https://www.city.sasebo.lg.jp/siminseikatu/jinken/spica.html			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>
42	203	島原市															
42	204	諫早市	諫早市男女共同参画推進センター	ひと・ひと	854-0016	長崎県諫早市高城町5-25 高城会館2階	0957-24-1580	0957-22-9145	https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/soshiki/40/1716.html			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>
42	205	大村市	大村市男女共同参画推進センター	ハートパル	856-0832	長崎県大村市本町458番地2 プラットおおむら4階	0957-54-8715	0957-54-8700	https://www.city.omura.nagasaki.jp/index.html			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
42	207	平戸市															
42	208	松浦市															
42	209	対馬市															
42	210	壱岐市															
42	211	五島市															
42	212	西海市															
42	213	雲仙市	雲仙市男女共同参画センター		859-1107	長崎県雲仙市吾妻町牛口名714	0957-47-7805	0957-38-2755	https://www.city.unzen.nagasaki.jp/list00843.html			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	
42	214	南島原市															
42	307	長与町															
42	308	時津町															
42	321	東彼杵町															
42	322	川棚町															
42	323	波佐見町															
42	383	小値賀町															
42	391	佐々町															
42	411	新上五島町															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

長崎県

都道府県 コロド	市町村 コロド	市区町村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1 名称		問6-2 設立年月日		問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								
			期常勤の定員	用員がな任い用職	期常勤の雇用定め	用員がな任あ	相談事業	情報収集		苦情処理	交流促進	企業との連携	国際交流	調査研究	その他			
		5							5	4	4	5	0	3	1	0	2	
42	201	長崎市	長崎市男女共同参画推進センター	2002年10月1日	5	4	8,928	○	○	○	○	○	○		幼児室・授乳室の設置、センター主催講座における一時保育の実施			
42	202	佐世保市	佐世保市男女共同参画推進センター	2001年3月1日	0	2	4,031	○	○	○	○							
42	203	島原市																
42	204	諫早市	諫早市男女共同参画推進センター	2004年11月1日	4	1	9,679	○	○	○								
42	205	大村市	大村市男女共同参画推進センター	2001年1月4日	3	4	8,699	○	○	○	○	○						
42	207	平戸市																
42	208	松浦市																
42	209	対馬市																
42	210	壱岐市																
42	211	五島市																
42	212	西海市																
42	213	雲仙市	雲仙市男女共同参画センター	2007年4月1日	3	0	549	○	○	○	○							
42	214	南島原市																
42	307	長与町																
42	308	時津町																
42	321	東彼杵町																
42	322	川棚町																
42	323	波佐見町																
42	383	小値賀町																
42	391	佐々町																
42	411	新上五島町																

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

長崎県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言 問7-1				問5 首長、自治会長等の状況(2024年7月1日現在)														
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態 数	市 区 長	う ち 女 性 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	副 市 区 長 数	う ち 女 性 副 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	町 村 長	う ち 女 性 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	副 町 村 長	う ち 女 性 副 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	自 治 会 長	う ち 女 性 自 治 会 長 数	女 性 比 率 (%)	
			4		13	0	0.0	18	1	5.6	8	0	0.0	7	0	0.0	4,208	226	5.4		
42	201	長崎市	1999年9月6日	ながさき男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							959	109	11.4	
42	202	佐世保市	2001年10月2日	男女共同参画都市させぼ宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							611	31	5.1	
42	203	島原市			1	0	0.0	1	0	0.0								223	4	1.8	
42	204	諫早市			1	0	0.0	2	1	50.0								226	5	2.2	
42	205	大村市			1	0	0.0	2	0	0.0								169	13	7.7	
42	207	平戸市			1	0	0.0	1	0	0.0								163	1	0.6	
42	208	松浦市			1	0	0.0	1	0	0.0								143	4	2.8	
42	209	対馬市			1	0	0.0	2	0	0.0								181	2	1.1	
42	210	壱岐市			1	0	0.0	1	0	0.0								238	4	1.7	
42	211	五島市			1	0	0.0	1	0	0.0								227	13	5.7	
42	212	西海市			1	0	0.0	1	0	0.0								82	1	1.2	
42	213	雲仙市			1	0	0.0	1	0	0.0								219	3	1.4	
42	214	南島原市			1	0	0.0	1	0	0.0								427	9	2.1	
42	307	長与町											1	0	0.0	1	0	0.0	52	6	11.5
42	308	時津町											1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
42	321	東彼杵町											1	0	0.0	1	0	0.0	34	1	2.9
42	322	川棚町											1	0	0.0	1	0	0.0	36	3	8.3
42	323	波佐見町	2006年6月1日	男女共同参画のまち宣言	1								1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5
42	383	小値賀町											1	0	0.0	1	0	0.0	32	3	9.4
42	391	佐々町	2020年2月13日	ながさき結婚・子育て応援宣言	1								1	0	0.0	1	0	0.0	32	4	12.5
42	411	新上五島町											1	0	0.0	0	0	0.0	113	9	8.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

長崎県

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

長崎県

都道府県	市町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女数性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女数性委員	女性比率(%)
長崎県	長崎市	長崎市								2	2	79	18	22.8	1	0	2	0	0.0						
	佐世保市	佐世保市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	島原市	島原市								2	2	79	18	22.8	0	0	0	0	0.0						
	諫早市	諫早市								0	0	0	0	0.0	1	0	2	0	0.0						
	大村市	大村市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	平戸市	平戸市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	松浦市	松浦市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	対馬市	対馬市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	壱岐市	壱岐市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	五島市	五島市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	西海市	西海市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	雲仙市	雲仙市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	南島原市	南島原市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	長与町	長与町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	時津町	時津町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	東彼杵町	東彼杵町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	川棚町	川棚町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	波佐見町	波佐見町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	小値賀町	小値賀町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	佐々町	佐々町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	新上五島町	新上五島町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査表4-4
市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

長崎県

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況																		問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況				問11-5				
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査時点コード		その他		うち管理職		うち管理職		防災部・局危機員管理		うち女性数		女性比率(%)		うち女性数		女性比率(%)		調査時点コード		その他		
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般職総数	うち女性職管数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般職	うち女性数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	うち女性数	女性比率(%)	防災部・局危機員管理	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	調査時点コード	その他								
42 1323	1,323	172	13.0	1,064	125	11.7	223	13	5.8	199	13	6.5	162	20	12.3	137	16	11.7	938	139	14.8	728	96	13.2	1,357	271	20.0	1,076	200	18.6	2,698	815	30.2	1,975	545	27.6	109	12	11.0	25	2	8.0						
42 201	長崎市	266	38	14.3	220	30	13.6	48	2	4.2	44	2	4.5	37	8	21.6	27	6	22.2	181	28	15.5	149	22	14.8	36	5	13.9	31	5	16.1	374	71	19.0	327	56	17.1	1		11	1	9.1	3	0	0.0	1		
42 202	佐世保市	207	22	10.6	157	15	9.6	28	2	7.1	25	2	8.0	58	7	12.1	46	5	10.9	121	13	10.7	86	8	9.3	250	37	14.8	152	18	11.8	823	285	34.6	495	176	35.6	1		10	1	10.0	4	0	0.0	1		
42 203	島原市	42	3	7.1	36	3	8.3	9	1	11.1	9	1	11.1	7	0	0.0	7	0	0.0	26	2	7.7	20	2	10.0	42	6	14.3	34	5	14.7	174	48	27.6	137	28	20.4	1		8	2	25.0	2	0	0.0	1		
42 204	諫早市	113	11	9.7	101	10	9.9	11	1	9.1	10	1	10.0	31	1	3.2	30	1	3.3	71	9	12.7	61	8	13.1	103	26	25.2	80	19	23.8	204	69	33.8	162	50	30.9	1		9	2	22.2	3	1	33.3	1		
42 205	大村市	91	18	19.8	67	12	17.9	14	1	7.1	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	77	17	22.1	55	11	20.0	80	20	25.0	58	14	24.1	100	28	28.0	75	19	25.3	1		10	1	10.0	0	0	0.0	1		
42 207	平戸市	71	15	21.1	46	6	13.0	24	1	4.2	20	1	5.0	0	0	0.0	0	0	0.0	47	14	29.8	26	5	19.2	34	5	14.7	33	5	15.2	125	47	37.6	89	26	29.2	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1		
42 208	松浦市	35	5	14.3	25	4	16.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	35	5	14.3	25	4	16.0	70	17	24.3	48	9	18.8	83	23	27.7	53	16	30.2	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1		
42 209	対馬市	83	6	7.2	61	4	6.6	15	0	0.0	12	0	0.0	16	2	12.5	15	2	13.3	52	4	7.7	34	2	5.9	83	15	18.1	62	11	17.7	78	30	38.5	30	10	33.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
42 210	壱岐市	62	10	16.1	45	5	11.1	9	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	53	10	18.9	38	5	13.2	43	7	16.3	27	3	11.1	87	34	39.1	40	9	22.5	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1		
42 211	五島市	40	2	5.0	35	2	5.7	8	1	12.5	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	32	1	3.1	28	1	3.6	35	6	17.1	34	6	17.6	167	30	18.0	147	30	20.4	1		3	1	33.3	1	1	100.0	1		
42 212	西海市	47	5	10.6	35	4	11.4	13	1	7.7	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	34	4	11.8	24	3	12.5	89	21	23.6	68	17	25.0	50	23	46.0	38	18	47.4	1		7	0	0.0	2	0	0.0	1		
42 213	雲仙市	57	4	7.0	57	4	7.0	13	0	0.0	13	0	0.0	10	1	10.0	10	1	10.0	34	3	8.8	34	3	8.8	166	34	20.5	166	34	20.5	66	18	27.3	1		9	1	11.1	2	0	0.0	1					
42 214	南島原市	49	3	6.1	49	3	6.1	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	40	3	7.5	40	3	7.5	135	28	20.7	135	28	20.7	80	19	23.8	80	19	23.8	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1		
42 307	長与町	36	9	25.0	30	7	23.3	11	2	18.2	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	7	28.0	20	5	25.0	23	10	43.5	18	7	38.9	37	16	43.2	27	10	37.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
42 308	時津町																																															

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

長崎県

調査時点 議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)

都道府県	市町村	地区	市町村	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
					問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7						
都道府県	市区町村	地区	市町村	議会名	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つにつき選択してください。	1.個別の各事由を明記した規定がある。	2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。	3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。	4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
県町村	町村	地区	市町村	議会名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
ドドド	ドドド	ドドド	ドドド	ドドド	7	1の合計	21	0	21	0		21	21	21	21	15	
					5	2の合計	0	19	0	21		0	0	0	0	1	
					3	3の合計	0	2		0		0	0	0	0	0	
					6	4の合計	0	0				0	0	0	0	0	
42201	長崎市	1	長崎市職員旧姓使用取扱要綱	長崎市議会	長崎市議会議規則 (第1章 会議) 第2条議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (第2章 委員会) 第78条第2項委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2	1	2	2		1	1	1	1	1	
42202	佐世保市	1	佐世保市職員の旧姓使用に関する要綱	佐世保市議会	①佐世保市議会議規則、②佐世保市議会委員会規則 ①佐世保市議会議規則 第2条議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、遅参若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届け出なければならない。 2議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ②佐世保市議会委員会規則 第2条委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、遅参若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、あらかじめ委員長に届け出なければならない。 2委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
42203	島原市	3	島原市職員の旧姓使用に関する規程	島原市議会	島原市議会議規則 第2条第2項(会議)及び第90条第2項(委員会) 2議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2	1	2			1	1	1	1	1	
42204	諫早市	1	諫早市職員の旧姓使用に関する規程	諫早市議会	諫早市議会議規則 第2条第2項議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第90条第2項委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	3	1	2			1	1	1	1	1	
42205	大村市	4	大村市職員の旧姓使用に関する規程	大村市議会事務局	大村市議会議規則 第2条議員は、公務、疾病、看護、介護、育児、配偶者の出産補助、忌引、災害その他のやむを得ない理由により出席できないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	3	1	2			1	1	1	1	1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
都道府県	市町村	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
ココド	ドド	ドド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他			
42 207	平戸市	1	平戸市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、平戸市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き從前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 任命権者は、旧姓を使用することにより、誤解や混亂が生じないと判断できる場合においては、これを承認するものとする。 (旧姓使用できる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、別表第1に掲げるものとする。 2. 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用申出書) 第4条 職員は、第2条の旧姓使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申出書(様式第1号)を所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。 (承認の通知) 第5条 任命権者は、前条の申出を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、速やかに所属長を経て申出職員に通知するものとする。 (取消) 第6条 任命権者は、職員が承認を得て旧姓を使用している場合において、その使用により混乱を生じたときは、承認を取り消すことができる。 (中止届) 第7条 任命権者の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用申中止届(様式第3号)を所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。 2. 前項の旧姓使用申中止届を任命権者が受理したときは、当該旧姓使用の承認はその効力を失う。 (申請の制限) 第8条 前条の規定により、旧姓使用申中止届を受理された職員は、再び旧姓使用の申出をすることはできない。 (責務) 第9条 所属長は、所属職員の旧姓の使用が適切に行われるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたって、常に市民又は職員等に誤解や混亂を生じないように努めなければならない。 3. 旧姓を使用する職員は、市民及び組織内部に混亂を生じさせないため、旧姓使用を認められた文書等については、常に旧姓を使用しなければならない。 (その他) 第10条 この訓令に定めるものほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 附 則令和3年10月1日訓令第15号) (施行期日) 1.この訓令は、令和3年10月1日から施行する。 (経過措置) 2.この訓令の施行の際現に提出されている改正前の各訓令の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各訓令の規定による様式とみなす。 3.この訓令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。	平戸市議会	1	2	1	平戸市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。ただし、期間については、議長が必要と認めたときは、この限りでない。	2				1 1 1 1 1
42 208	松浦市	2		長崎県松浦市議会	1	2	1	松浦市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。ただし、期間については、議長が必要と認めたときは、この限りでない。	2				1 1 1 1 1
42 209	対馬市	4		対馬市議会	1	2	1	対馬市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1
42 210	壱岐市	1	壱岐市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、一般職の職員(臨時の任用職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第8条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2. 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。	壱岐市議会	1	2	1	壱岐市議会会議規則 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1
42 211	五島市	3		五島市議会	1	2	1	五島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
都道府県	市町村	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
ココド	ド	ド	名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
42	212	西海市	1	職員の旧姓使用について 1.目的 職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 2.旧姓を使用できる文書等 職員は、市長の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。 (1)職場での呼称 (2)出席表 (3)議員名簿 (4)印札 (5)ローラーウェイ (6)封入アドレス (7)出版文書作成時の担当者氏名 (8)出版文書又は供覧文書等に係る押印 (9)他の、組織内部で使用され職員の同一性の確認が容易にできる文書等 3.申請 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から3ヶ月以内に旧姓使用承認申請書(様式第1号)により所属長を経て市長に申請しなければならない。 4.承認 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経て当該職員に通知する。 5.中止 承認を受けて旧姓を使用している職員は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により所属長を経て市長に届け出なければならない。 6.責務 承認を受けて旧姓を使用している職員は、職務上旧姓を使用するに当たっては、常に市民及び他の職員に誤解及び混乱が生じないようにしなければならない。 上記の内容は、平成28年8月1日より実施する。	西海市議会	1	2	1	西海市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
42	213	雲仙市	4		雲仙市議会	1	2	1	雲仙市議会会議規則 (欠席の届出) 第91条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
42	214	南島原市	3		南島原市議会	1	2	1	南島原市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 2議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
42	307	長与町	2		長与町議会	1	2	1	長与町議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
都道府県	市町村	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
ココド	ドド	ドド	名	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
42308	時津町	1	時津町職員の服務に関する訓令 (職員の旧姓使用) 第5条 職員が結婚等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き結婚等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という)を次に掲げる文書等において使用するときは、速やかに、改正前後の氏を証する書面を添えて、その旨を申し出なければならない。 (1)職場での呼称 (2)身分証明書 (3)職員録 (4)出勤簿 (5)人事異動通知書 (6)その他この訓令に基づき職員が提出する身分及び服務上の類届出等 2 職員は、旧姓の使用を希望する場合は、旧姓使用申出書(様式第2号)を提出しなければならない。 3 町長は、前項の申出を受けた場合において、申出者の旧姓と相違ないことを確認した後、旧姓使用通知書(様式第2号の2)により、速やかに、申出者に通知するものとする。 4 旧姓の使用を行っている職員が、その使用を中止したい場合は、旧姓使用中止届(様式第3号)を提出しなければならない。 5 総務課長は、職員の旧姓の使用における旧姓使用申出年月日、旧姓使用開始年月日、使用する旧姓及び旧姓使用中止年月日等必要事項について、人事記録の備考欄に記載しなければならない。	時津町議会	1	2	1	時津町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、及び配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
42321	東彼杵町	2		長崎県東彼杵町議会	1	2	1	東彼杵町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
42322	川棚町	4		川棚町議会	1	2	1	川棚町議会規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できない時は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
42323	波佐見町	4			1	2	1	波佐見町議会会議規則 第2条第2項(該当箇所引用) 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
42383	小値賀町	4		小値賀町議会	1	2	1	小値賀町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
42391	佐々町	2		佐々町議会	1	2	1	佐々町議会会議規則第2条第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで	2			1 1 1 1 1 2
42411	新上五島町	2		新上五島町議会	1	2	1	新上五島町議会会議規則 第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

長崎県

調査時点 議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)

都道府県	市町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 兩 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割						
都道府県	市区町村	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1							
県	村	議員の利用することのできる議員の利用することのできる議会における保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる議員の利用することのできる議会における保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。							
コ	コ	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っています。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ハラスメント防止に関する規定(倫理) 2 ハラスメントに設置している議員向け相談窓	3 その他	その他内容	1. 行っています。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っています。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明)							
ド	ド	名	0	1	2	2	0	0	5	1	4	0	5								
			0	3	6				3	3	1	2		16							
			0	1	13				13	5	16	0		0							
			21	16								19									
42	201	長崎市	4	1	1	1			長崎市議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第4条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (4)市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと (5)市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。			1	3	1	2			1	長崎市地域防災計画(基本編) 第3章 風水害等応急対策計画 第1節 総織計画 別表5 災害対策本部分掌事務 市民生活部厚生相談班 (5)男女共同参画の視点からの災害対応に関するこ		
42	202	佐世保市	4	4	2					3		3	4		2	島原市地域防災計画(第3章第10節第6)					
42	203	島原市	4	4	3					3		3	4		1	5 居住区域の割り振りと班長の選出 指定避難所派遣職は、町内会自治会ごとに居住区域を設定するよう努める。た、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、長に対し、次の事項への協力を要請する。なお、班長等の選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、区域別班長や副班長を女性から選出するなどの配慮を行う。					
42	204	諫早市	4	4	3					2	3	3	4		2	大村市地域防災計画					
42	205	大村市	4	4	3					3		3	4		1	・ボランティアセンター開設に関すること、 ・ボランティアの受け入れ・配置に関すること。					
42	207	平戸市	4	4	3					3		3	4		2						
42	208	松浦市	4	4	3					3		3	4		2	特になし					
42	209	対馬市	4	4	3					3		3	4		2						
42	210	壱岐市	4	4	2					3	3	1	4		2						
42	211	五島市	4	4	2					1	2	3	4		2						
42	212	西海市	4	4	3					3		3	4		1	【①】 第2編 災害予防計画 第1章 防災知識・思想の普及計画 8 男女共同参画の視点の強化 防災担当部局と男女共同参画担当部局との連携体制の構築 (1)県は、女性の視点による災害対応力の強化を図るために、県及び市町において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、いわゆる市町の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等を促進するものとする。 (2)県及び市町は、平常時において、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めることに取り組むものとする。	西海市地域防災計画				
42	213	雲仙市	4	4	3					3		3	4		2	【②】 第6編 災害復旧復興計画 第4章 被災者の生活確保に関する計画 第9節 女性の参画促進 被災地の復旧に当たっては、男女共同参画の視点から、日々のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとすると併せて、要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する。					
42	214	南島原市	4	4	1	1			南島原市議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (4)市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。			3		3	2		2				

市・区・町・村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割										
道府県	市区町村	市町村	問12-8	議員の利用することのできる施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9	議員の利用することのできる施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-10	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11	1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12	1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用	問12-15	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17	1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18	政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。
市町村	市町村	市町村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(常設)	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	1. 行っています。	1. ハラスメント規制等の設置等に関する規定(倫理)	2. ハラスメント規制等の設置等に関する規定(倫理)	3. その他	その他内容	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	1. 行っています。	1. 研修において利用している。	1. 明記した規定があり、認めている。	1. 行っています。	1. 明記した規定があり、認めている。	1. 位置づけられた規定がある。	問13	男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。						
市町村	市町村	市町村	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもも含む)	2. 授乳室等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもも含む)	2. 行っていないが、今後、取り組む予定もなない。				3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 研修において利用している。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定もなない。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定もなない。	2. 位置づけられない。	問14	男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。							
市町村	市町村	市町村	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. なし				3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もなない。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	3. その他(不明等)	問15	男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。								
市町村	市町村	市町村	4. なし												問16	男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。								
42307	長与町	4	2	2						1	1	3	4			2	男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。							
42308	時津町	4	2	3						3		3	4		なし	2	男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。							
42321	東彼杵町	4	4	3						1	3	3	4			2	男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。							
42322	川棚町	4	2	2						2	2	2	4			2	男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。							
42323	波佐見町	4	4	3						1	3	1	4		1	波佐見町地域防災計画-風水害等災害応急対策編-避難所運営にあたっては、男女共同参画を推進するとともに男女のニーズの違い等男女双方および性的な少数者の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回備や防犯ワーカーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て等に配慮した運営管理に努める。								
42383	小値賀町	4	4	2						2	2	1	4			2	男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。							
42391	佐々町	4	3	3						3		3	4			2	男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。							
42411	新上五島町	4	4	3						3		3	4			2	男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。							